

No.	質問事項	回答
1	<p>定期巡回の人員体制について</p> <p>オペレーターの集約は可能か？ 他市にある弊社定期巡回へオペレーターの集約をする事が可能か。</p> <p>随時対応員の委託が可能か？ 他市にある弊社定期巡回随時対応員の委託をする事が可能か。</p>	<p>オペレーターを集約することは可能である。</p> <p>随時対応サービスを行う職員については、同一法人の事業所間であれば委託ではなく集約することが可能である。</p> <p>ただし、ともに適切な訪問体制の確実な確保、サービス提供に支障がない等の必要な対応が行える場合に認められる。</p> <p>【参考】 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 11) (令和6年11月11日) 問2」及び「介護報酬の解釈 2指定基準編 (令和6年4月版) P450」</p>